コンテックグループ
環境に対する品質保証の取組み

第 10 版　2013 年 09 月 10 日

株式会社コンテック

はじめに

地球環境保全は企業の重要課題であり、社会的・国際的に環境に配慮した製品を提供することは、事業をグローバルに展開しているメーカーにとって大きな使命だと認識しています。

当社グループは、「広く国内外に電子機器製品を中核とした事業を展開し、社会の発展に貢献する。」ことを経営理念に掲げ、「環境・安全を重視した製品の開発及び生産を推進し、企業の社会的責任を果たす。」ことを経営基本方針のひとつとしています。この経営基本方針を実現させるために、ISO9001、ISO14001、JIS Q15001 等のマネジメントシステムで、品質面、環境面、個人情報保護の体制を構築し、企業活動に取り組んでおります。

本書は、コンテックグループの環境に対する品質保証の取組みをまとめた資料です。

目次

1.　環境方針 1
1.1　経営での取組み 1
1.2　有害化学物質不使用方針の明確化 2
1.3　組織 2
1.4　有害化学物質の管理活動 3
1.4.1　製品の有害化学物質管理 3
1.4.2　管理対象有害化学物質 3
2.　有害化学物質管理 4
2.1　有害化学物質管理 4
2.2　変更管理 4
3.　量産での環境品質保証体制 4
3.1　資材・購買 4
3.1.1　購買管理 4
3.1.2　外注管理 4
3.2　受入検査 4
3.3　製造工程 4
3.4　出荷検査 5
3.5　トレーサビリティ 5
3.6　不適合品の管理 5
4.　教育訓練 5
5.　有害化学物質管理体制の監査 5

1. 環境方針

1.1 経営での取組み

コンテックグループは以下の経営理念 および 経営基本方針の下、環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を通じて、設計、生産、販売のあらゆる側面で、資源の保護ならびに地球環境の汚染予防に配慮して行動しています。

経営理念

(1)広く国内外に電子機器製品を中核とした事業を展開し、社会の発展に貢献する。
(2)収益性を重視し、持続的に成長する企業経営を目指す。
(3)全社員が「夢と希望」を持ち続けることができる企業風土をつくる。

経営基本方針

(1)お客様の視点を最優先に、新しい商品・サービスを創造する。
(2)環境・安全を重視した製品の開発及び生産を推進し、企業の社会的責任を果たす。
(3)キャッシュ・フロー重視の経営を徹底し、財務体質の強化を図る。
(4)国内外の法令及び社会規範を遵守し、内部統制システム及びリスクマネジメント
　システムの強化に全社を挙げて取り組む。
(5)社員の人格・個性を尊重し、グローバル企業にふさわしい社員集団をつくる。

以上 この環境方針は当事業所内の全従業員に周知徹底するとともに、一般の方にも開示し、地球環境保全に努める。

株式会社コンテック
代表取締役社長 藤木 勝敏

制定 2010.07.14

1.2 有害化学物質不使用方針の明確化

コンテックグループは、環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を通じて、有害化学物質の製品および生産工程における使用をなくすことを明確にし、全従業員へ周知徹底を実施しております。

(1) 環境方針で地球環境の悪化防止を掲げ地球環境保全に努めています。

(2) 環境保全活動として製品の化学物質管理の取組みで、鉛フリー化の推進、RoHS 指令対応および化学物質の管理体制の構築を進める活動を実施しております。

1.3 組織

環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を基本とし、有害化学物質に対する品質保証の体制を構築し、地球環境保全に対するコンテックグループの継続的な活動を推進しています。

1.4　有害化学物質の管理活動

1.4.1　製品の有害化学物質管理

設計段階で製品が含有する有害化学物質を確認し、化学物質の不使用/含有の管理を行います。

・コンテック製品の製品本体 （ 基板、筐体、ケーブル ） およびその付属機器を対象とします。
・梱包材および添付品 （ 取扱説明書、CD-ROM ） は、現時点では順次対応とします。

製品における部品・部材の有害化学物質調査は、JAMP、JIG（ジョイント・インダストリー・ガイドライン）に準拠し、実施いたしております。

1.4.2　管理対象有害化学物質

管理対象となる有害化学物質は、別表Ａで指定する「含有禁止化学物質」の含有が無いこと。または特定製品について国内外の関連法規制により定められた閾値以下の含有であることを目標に活動しています。また、別表Ａで指定する「含有禁止化学物質」、及び「EU REACH 規制 認可候補物質（高懸念物質）リスト」を対象とした化学物質含有量調査を推進しています。
なお、RoHS 指令対応製品の管理対象有害化学物質と閾値基準は、以下の通りです。

（RoHS 指令対応製品）

下表に示す RoHS 指令（Directive 2011/65/EU）の特定有害物質を使用していない部品を用いて、鉛フリーはんだで実装した製品です。ただし、RoHS 指令で除外された用途を除きます。
RoHS 指令対応製品は、製品・梱包箱のラベル等で識別可能にします。

管理対象有害化学物質	用途等	コンテックグループ閾値基準
鉛/鉛化合物		1000ppm 以下
カドミウム/カトミウム化合物		100ppm 以下
水銀/水銀化合物		1000ppm 以下
六価クロム/六価クロム化合物		1000ppm 以下
ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	特定臭素系難燃剤	1000ppm 以下
ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	特定臭素系難燃剤	1000ppm 以下

注:
・「使用していない」とは、閾値基準未満であることを示します。
・閾値基準は、部品を構成する均質材料の濃度を示します。
・均質材料とは、機械的に分解可能な部品を構成する最小部位を意味します。
・製品に使用する他社製部品の特定有害物質情報は、部品メーカーの提供情報に基づきます。
・鉛フリーレベル Phase2 とは基板実装段階で、基板実装表面処理、はんだ印刷、はんだ浴などが鉛フリーの状態にあって、かつ、実装電子部品の接合部分に鉛が含まれていないことをいいます。
・欧州向け製品については CE マーク表示で識別可能にします。

なお、国内外の法規制等の改正や動向により、管理対象有害化学物質およびその基準値の見直しをすることがあります。

2. 有害化学物質管理

2.1 有害化学物質管理

関連法規や顧客の要求事項を明確にし、常に最新情報を維持、管理します。

2.2 変更管理

社内（海外工場も含む）および取引先において変更にまつわる内容が発生したときは、コンテックグループの管理対象有害化学物質について確認を行い、変更内容を管理します。
これは、品質マネジメントシステムの変更管理の運用に基づき実施します。

3. 量産での環境品質保証体制

3.1 資材・購買

取引先に対して、以下のような「コンテックグループ グリーン調達ガイドライン」に基づく取引を基本として実施します。

・コンテック製品に使用する部材の有害化学物質調査の実施
・環境負荷化学物質の不使用保証書の提出依頼
・環境マネジメントシステム、有害化学物質不使用体制等の確認 （環境品質監査報告書提出依頼）
・環境保護に関する覚書の締結（グリーン調達基本契約約款を締結）

また、関連法規や顧客の要求事項を明確にし、常に最新情報を維持、管理します。

3.1.1 購買管理

取引先（2 次、3 次外注含む）が、化学物質管理体制および禁止物質が含有されないしくみを持った取引先であることを、仕入先評価を行い確認の上、取引可能といたします。

3.1.2 外注管理

取引先（2 次、3 次外注含む）の化学物質管理に対し、自社と同じ管理を要求し、管理状況を定期的に確認いたします。

・取引先（外注加工先含む）に有害化学物質の情報が伝達されていること。
・取引先（外注加工先含む）で有害化学物質の管理体制が実施され、確認されていること。

3.2 受入検査

有害化学物質を含んでいない部品・部材は、指定した部材・部品が間違いなく入荷していることを品名等で確認いたします。
部品・部材で管理対象物質を含むものは、含まない部品・部材とは分離して識別管理で混入防止を確実にいたします。

3.3 製造工程

有害化学物質の混入防止のために、生産設備の識別・分離管理、治工具の識別・分離管理および教育・訓練を受けた人員による生産・検査作業を実施いたします。

3.4　出荷検査

製品構成に基づき、有害化学物質を含んでいない部材・部品を、当社が認定した生産工程で製作されたことの記録を全て確認する出荷管理を行います。

3.5　トレーサビリティ

製品ロットの日程管理を実施いたします。
有害化学物質の問題が発生した際の原因追及および問題となる部品・部材の特定、および製品の対象ロットの特定を行います。

3.6　不適合品の管理

不適合が検出された製品（材料、部品、半完成品含む）は、不注意に使用されたり、出荷されたりすることを防ぐために識別管理（場所、識別札、識別文書）で分離し正常品との混入を防止する不適合品の管理を実施いたします。

4.　教育訓練

教育・訓練は、有害化学物質管理に関する必要性を明確にし、年間計画で従業員に周知・徹底を行います。また、取扱う工程に従事する要員には、別途専門的教育・訓練を実施の上、資格認定いたします。

5.　有害化学物質管理体制の監査

有害化学物質の管理体制に関する活動が決められた通り、または計画通り実行されていることを確認し、目標を達成するために最適かどうかの判定をするために、内部監査を実施いたします。

以上

◆別表 A　含有禁止化学物質（参照業界標準：JAMP，JIG）

用語の定義

含有禁止化学物質・・・コンテックが特定した、法規制により製品への含有が禁止もしくは制限される化学物質
意図的添加・・・納入品に特定の機能、外観等を付与するため、化学物質や物質を含有した材料が計画的に利用されること

No.	物質／カテゴリー	関連法規制	閾値
1	鉛及びその他化合物	EU/梱包材指令	100ppm または意図的添加
		EU/RoHS 指令、ELV 指令 米国/包装材重金属規制 日本/J-MOSS 中国/MII 法 韓国/韓国版 RoHS EU/REACH 付属書 17 制限	1000ppm または意図的添加
2	水銀及びその他化合物	EU/梱包材指令	100ppm または意図的添加
		EU/電池指令	5ppm または意図的添加
		EU/RoHS 指令、ELV 指令 米国/包装材重金属規制 日本/J-MOSS 中国/MII 法 韓国/韓国版 RoH	1000ppm または意図的添加
3	カドミウム及びその他化合物	EU/梱包材指令	100ppm または意図的添加
		EU/電池指令	20ppm または意図的添加
		EU/RoHS 指令、ELV 指令 米国/包装材重金属規制 日本/J-MOSS 中国/MII 法 韓国/韓国版 RoHS EU/REACH 付属書 17 制限	100ppm または意図的添加
4	六価クロム及びその他化合物	EU/梱包材指令	100ppm または意図的添加
		EU/RoHS 指令、ELV 指令 米国/包装材重金属規制 日本/J-MOSS 中国/MII 法 韓国/韓国版 RoHS EU/REACH 付属書 17 制限	1000ppm または意図的添加
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	EU/RoHS 指令 日本/J-MOSS	1000ppm または意図的添加
6	ポリ臭化ジフェニル・エーテル類(PBDE 類)	EU/RoHS 指令、 REACH 付属書 17 制限 日本/化審法、J-MOSS 中国/MII 法 韓国/韓国版 RoHS	1000ppm または意図的添加 デカブロモジフェニールエーテルは禁止対象である。)
7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	EU/REACH 付属書 17 制限 日本/化審法	意図的添加
8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	EU/REACH 付属書 17 制限	50ppm または意図的添加
9	アスベスト類	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
10	有機スズ化合物	EU/REACH 付属書 17 制限	1000ppm または意図的添加
11	放射性物質	日本/原子炉規制法、 放射性障害防止法	意図的添加
12	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書	意図的添加
13	ポリ塩化ナアフタレン（塩素数が３以上のものに限る）	日本/化審法	意図的添加
14	クロロベンゼン類	日本/化審法 EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
15	アルドリン	日本/化審法	意図的添加
16	ディルドリン	日本/化審法	意図的添加

No.	物質／カテゴリー	関連法規制	閾値
17	エンドリン	日本/化審法	意図的添加
18	DDT	日本/化審法	意図的添加
19	クロルデン又はヘプタクロル	日本/化審法	意図的添加
20	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	日本/化審法	意図的添加
21	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	日本/化審法	意図的添加
22	トキサフェン	日本/化審法	意図的添加
23	マイレックス	日本/化審法	意図的添加
24	ケルセン又はジコホル	日本/化審法	意図的添加
25	ヘキサクロロブタ-１，3-ジエン	日本/化審法	意図的添加
26	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール	日本/化審法	意図的添加
27	PFOS 又はその塩	日本/化審法 カナダ/カナダ環境保護法	意図的添加
28	PFOSF	日本/化審法	意図的添加
29	ヘキサクロロシクロヘキサン（α、β、γ）	日本/化審法	意図的添加
30	クロルデコン	日本/化審法	意図的添加
31	黄りんマッチ	日本/安全衛生法	意図的添加
32	ベンジジン及びその塩	日本/安全衛生法 EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
33	4-アミノジフェニル及びその塩	日本/安全衛生法 EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
34	4-ニトロジフェニル及びその塩	日本/安全衛生法 EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
35	ビス(クロロメチル)エーテル	日本/安全衛生法	意図的添加
36	特定アミン及びその塩類	日本/安全衛生法 EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
37	ゴムのりのうち、含有するベンゼンの容量が溶剤の 5 パーセントを超えるもの	日本/安全衛生法	意図的添加
38	オクタメチルピロホスホルアミド	日本/毒劇物管理法	意図的添加
39	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	日本/毒劇物管理法	意図的添加
40	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	日本/毒劇物管理法	意図的添加
41	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト	日本/毒劇物管理法	意図的添加
42	ピロリン酸テトラエチル(別名テトラエチルピロホスフェイト)	日本/毒劇物管理法	意図的添加
43	モノフルオール酢酸	日本/毒劇物管理法	意図的添加
44	モノフルオール酢酸アミド	日本/毒劇物管理法	意図的添加
45	燐化アルミニウム	日本/毒劇物管理法	意図的添加
46	砒素化合物	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加

No.	物質／カテゴリー	関連法規制	閾値
47	フッ素系温室効果ガス	フッ素化炭化水素、6 フッ化硫黄の禁止と規制に関するオーストリア条例	意図的添加
48	短鎖型塩化パラフィン類	化学製品によるリスク低減に関するスイス条例、ノルウェー製品規制	意図的添加
49	ホルムアルデヒド	カルフォルニア州 CARB 規制 オーストリア ホルムアルデヒド規制	意図的添加
50	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	欧州委員会決定 2009/251/EC	材料中の 0.1ppm または意図的添加
51	クロロエテン（塩化ビニルモノマー)	EU/REACH 付属書 17 制限	エアゾル製品中への意図的添加
52	ノニルフェノール類	EU/REACH 付属書 17 制限	1000ppm または意図的添加
53	ペンタクロロフェノール及びその塩類とエステル類	EU/REACH 付属書 17 制限	100ppm または意図的添加
54	ジクロロメタン	EU/REACH 付属書 17 制限	100ppm または意図的添加
55	硝酸アンモニウム	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
56	クレオソート油	EU/REACH 付属書 17 制限	木材への意図的添加
57	木クレオソート	EU/REACH 付属書 17 制限	
58	クレオソート油、アセナフテン留分	EU/REACH 付属書 17 制限	
59	コールタールクレオソート	EU/REACH 付属書 17 制限	
60	コールタール、ナフタリン油	EU/REACH 付属書 17 制限	
61	コールタール、アントラセン高温留分	EU/REACH 付属書 17 制限	
62	アントラセン油	EU/REACH 付属書 17 制限	
63	タール酸、石炭、原油	EU/REACH 付属書 17 制限	
64	アルカリ性低温タール油	EU/REACH 付属書 17 制限	
65	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン	EU/REACH 付属書 17 制限	100ppm または意図的添加
66	モノメチル-テトラクロロジフェニルメタン	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
67	モノメチル-ジクロロジフェニルメタン	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
68	モノメチル-ジブロモジフェニルメタン	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
69	ヘキサクロロエタン	EU/REACH 付属書 17 制限	意図的添加
70	ジフェニルエーテルオクタブロモ誘導体	EU/REACH 付属書 17 制限	100ppm または意図的添加